

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合）	（信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合）
第二十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条た だし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とす る。	第二十条 同上
〔一～十 略〕	〔一～十 同上〕
十一 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契 約による信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件 の全てを満たす場合	十一 同上
イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定 信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る 信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（以 下「特定信託口口座」という。）の残高（複数の種類の特定 信託口口座がある場合にあつては、種類ごとの残高を含む。 ）を公表していること。	イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定 信託受益権の発行価額の総額及び当該特定信託受益権に係る 信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（以 下「特定信託口口座」という。）の残高を公表していること 。
ロ 当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭 〔号の細分を加える。〕	

の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額を公表していること。

ハ・ニ　【略】

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十一条　【略】

〔2～6　略〕

7　信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる帳簿書類を作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

〔一・二　略〕

三　その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、各営業日における当該債券の種類及び種類ごとの額面金額及び時価の総額の記録　作成の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させるることのない体制の整備に関する事項)

第二十二条　【略】

〔2～9　略〕

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十二条　【同上】

〔2～6　同上〕

7　【同上】

〔一・二　同上〕

〔号を加える。〕

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させるることのない体制の整備に関する事項)

第二十二条　【同上】

〔2～9　同上〕

10 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一・二 略〕

三 その発行する特定信託受益権に係る信託財産のうち預貯金により管理する部分を資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十六条第一項に定める要件を満たす金融機関に対する預貯金により管理するための適切な措置

四 その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、当該信託財産のうち当該債券の保有により運用する部分を、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三条第二項に定める債券（同項第二号に掲げる債券にあつては、安全かつ効率的な運用に資するものとして金融庁長官の定める基準を全て満たすものに限る。）により運用するための適切な措置

五 その発行する特定信託受益権に係る信託財産を電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三条に定める要件を満たす方法により管理又は運用するための適切な措置

〔11・12 略〕

13 前二項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第六十三条の二十二の三第一項第七号イに規定する所属電子決済手段等取引業者をいう。第十六項において同じ。）とする電子決済手段・暗号

10 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 その発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十六条第一項に定める要件を満たす金融機関に対する預貯金により管理するための適切な措置

〔号を加える。〕

13 前二項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者が顧客に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、信託業務を営む金融機関は、当該規定にかかわらず、当該顧客に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

資産サービス仲介業者（同法第二条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者をいう。第十六項において同じ。）が顧客に対しこれらの規定に準じて情報を提供したときは、信託業務を営む金融機関は、当該規定にかかるらず、当該顧客に対し、当該規定により情報を提供することを要しない。

〔14・15 略〕

16 第十四項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者又は当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が顧客に対し前二項の規定に準じて第十四項に規定する説明を行つたときは、信託業務を営む金融機関は、同項の規定にかかるらず、当該顧客に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

〔17・21 略〕

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条 〔略〕

〔2・6 略〕

7 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・十 略〕

十一 その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契

〔14・15 同上〕

16 第十四項の特定信託為替取引について当該特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者が顧客に対し前二項の規定に準じて第十四項に規定する説明を行つたときは、信託業務を営む金融機関は、同項の規定にかかるらず、当該顧客に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

〔17・21 同上〕

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条 〔同上〕

〔2・6 同上〕

7 〔同上〕

〔一・十 同上〕

十一 〔同上〕

約による信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口口座の残高（複数の種類の特定信託口口座がある場合にあつては、種類ごとの残高を含む。）を公表していること。

ロ 当該特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該債券の種類並びに種類ごとの額面金額の総額及び時価の総額を公表していること。

ハ・ニ 「略」

（信託業務報告書等）

第三十八条 「略」

〔2～5 略〕

6 信託業務を営む金融機関は、特定信託為替取引を行う場合には、次の各号に掲げる信託業務報告書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第一項の信託業務報告書 次に掲げる書類

イ 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度の

イ 每年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口口座の残高を公表していること。

〔号の細分を加える。〕

ロ・ハ 「同上」

（信託業務報告書等）

第三十八条 「同上」

〔2～5 同上〕

6 「同上」

一 第一項の信託業務報告書 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度の九月三十日における特定信託口口座に係る残高証明書

〔号の細分を加える。〕

口 九月三十日における特定信託口口座に係る残高証明書

口 その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、当該金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度の九月三十日における信託財産の額を証明する書面

二 第二項の信託業務報告書 次に掲げる書類

二 第二項の信託業務報告書 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度終了の日における特定信託口口座に係る残高証明書

イ 金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度終了の日における特定信託口口座に係る残高証明書

ロ その発行する特定信託受益権に係る信託財産の一部を資金決済に関する法律第二条第九項の債券の保有により運用する場合にあつては、当該金融機関が発行する当該信託業務報告書に係る事業年度終了の日における信託財産の額を証明する書面

（届出事項）

第三十九条 「略」

2 「略」

3 法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

（届出事項）

第三十九条 「略」

2 「略」

3 「同上」

（届出事項）

第三十九条 「略」

2 「略」

3 法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

三　特定信託口口座に関する次に掲げる事項（次項第二号において「特定信託口口座特定事項」という。）を変更しようとする場合

ハ　「イ・ロ　略」

ハ　当該特定信託口口座の種類

ニ・ホ　「略」

四　その発行する特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法を変更しようとする場合（前号に掲げる場合を除く。）

4　信託業務を営む金融機関は、前項第一号に該当する旨の法第八条第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二　略〕

三　その発行しようとする特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法を記載した書類

四　「略」

三　「同上」

「イ・ロ　同上」

「号の細分を加える。」

ハ・ニ　「同上」

「号を加える。」

4　「同上」

〔一・二　同上〕

〔号を加える。〕

三　「同上」

別紙様式第7号（第38条第1項関係）

信託業務報告書

(記載上の注意)

[略]

[1. ~ 7. 略]

8. 特定信託口口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口口座の残高	特定信託口口座の名義	特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するための事項
	円 (年月日現在)	円 (年月日現在)		

(記載上の注意)

[略]

9. 特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況

債券の種類	取 得 日	元本償還日	額 面 金 額	時 価
				円 (年月日現在)

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託口口座により管理している金銭の額（その発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該債券の額面金額及び時価を含む。）の推移がわ

別紙様式第7号（第38条第1項関係）

信託業務報告書

(記載上の注意)

[同左]

[1. ~ 7. 同左]

8. 特定信託口口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口口座の名義	特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するための事項
	円 (年月日現在)		

(記載上の注意)

[同左]

[加える。]

かる書面を添付すること。

別紙様式第8号（第38条第2項関係）

信託業務報告書

（記載上の注意）

〔略〕

〔1. ～18. 略〕

19. 特定信託口口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口口座の残高	特定信託口口座の名義	特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するための事項
	円 (年月日現在)	円 (年月日現在)		

（記載上の注意）

〔略〕

20. 特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭の一部を資金決済に関する法律第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該運用の状況

債券の種類	取 得 日	元本償還日	額 面 金 額	時 価
				円 (年月日現在)

（記載上の注意）

報告対象期間における特定信託口口座により管理している金銭の額
(その発行する特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭

別紙様式第8号（第38条第2項関係）

信託業務報告書

（記載上の注意）

〔同左〕

〔1. ～18. 同左〕

19. 特定信託口口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口口座の名義	特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するための事項
	円 (年月日現在)		

（記載上の注意）

〔同左〕

〔加える。〕

の一部を資金決済に関する法律第2条第9項の債券の保有により運用する場合における当該債券の額面金額及び時価を含む。) の推移がわかる書面を添付すること。

21.・22. [略]

20.・21. [同左]

備考 紙中の〔 〕の記述は追記である。